

## 座間市請負工事に係る委託業務成績評定採点基準

請負工事に係る委託業務成績評定にあたっては、下記に定める採点基準により評定を行う。

- 1 請負工事に係る委託業務成績採点は、別紙1に定める考察項目評定者内訳及び、下記に定める各業務ごとの考察項目運用表に基づき、主観を排し採点する。
  - (1) 測量・地質調査業務は、第1号様式考察項目運用表
  - (2) 設計業務は、第2号様式考察項目運用表
  - (3) 工事監理業務は、第3号様式考察項目運用表
  
- 2 評定は、監督員、担当課長、及び検査員が行うものとする。
  
- 3 評定方法は下記によるものとする。
  - (1) 各業務の考察項目運用表に基づき加減点を採点し、60点を基準点とした算定式により各段階ごとの評定を行う。
  - (2) 段階評定計の監督員と担当課長の配分比率は次によるものとする。

監督員	0.6
担当課長	0.4
  - (3) 評定点の合計点は、下記に定める各業務ごとに定めるそれぞれの持分を乗じて合計した点を当該業務の評定点とする。
    - ア 測量、地質調査

監督員・担当課長	0.5
検査員	0.5
    - イ 設計業務

監督員・担当課長	0.4
検査員	0.6
    - ウ 工事監理業務

監督員・担当課長	0.4
検査員	0.6
  
- (4) 評定点合計は、次により算出するものとする。
  - ア 検査が業務完了検査のみの場合
$$\begin{aligned} \text{評定点合計} = & (\text{監督員評定点} + \text{担当課長}) \times \text{前項比率} - (\text{事故減点}) \\ & + (\text{検査員評定点}) \times \text{前項比率} \end{aligned}$$

イ 検査が業務完了検査のほかに出来形検査がある場合。

$$\begin{aligned} \text{評定点合計} &= (\text{監督員評定点} + \text{担当課長}) \times \text{前項比率} - (\text{事故減点}) \\ &\quad + (\text{検査員「出来形検査」評定点}) \times \text{前項比率} / 2 \\ &\quad + (\text{検査員「完了検査」評定点}) \times \text{前項比率} / 2 \end{aligned}$$

出来形検査が2回以上ある場合の検査員（出来形検査）の評定点は、それらの出来形検査における検査員評定点を平均した値とする。

(5) 請負者に起因する事故が発生した場合には、別表1に定める減点基準により減点を行うものとする。

別表1 請負者に起因する事故が発生した場合の減点基準

事故の区分	業務関係者に重傷者が発生した等の事故	業務関係者に死亡者が発生した等の重大事故等	公衆に負傷者若しくは死亡者が発生した等の重大事故
考察点	-5点	-10点	-15点

(6) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

(7) 特別の事項があれば、所見欄に記入する。

4 対象業務が、「測量、地質調査」、「設計業務」、「工事監理業務」のうち、複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務が特定できる場合には、その業務の考察をもって評定点とする。

また、特定できない場合には、各業務毎に評定を行い、それらの複数業務の比率に応じ評定点を算出する。

この取扱いについては、監督員と検査員で事前に調整を行う。

5 「設計業務」については、基本計画、概略計画、予備設計、詳細設計等に適用する。

6 評定の総合評価の標準は、別紙2の請負工事に係る委託業務総合評価の標準によるものとする。

#### 附則

この基準は、平成19年 6月 1日から適用する。

## 考察項目評定者内訳

項目	細目	評定者			摘要
		監督員	担当課長	検査員	
1 業務の実施 計画段階	業務の理解	○	○	○	
	事前準備	○	○		
	打合せ協議	○	○		
	業務実施計画書	○	○		
2 業務の遂行段階	打合せ協議	○	○		
	工程管理	○	○		
	照査	○	○		
	技術力	○	○	○	
	目的の達成度	○	○		
3 業務の成果品	技術力			※○	※ (2)(3) 業務のみ
	とりまとめ	○	○	○	
	照査			○	

### 業務の内容

- (1) 測量・地質調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 工事監理業務

## 請負工事に係る委託業務総合評価の標準

ランク	評価の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	契約内容及び指示事項どおりに完成し、 成果品の出来ばえが極めて優秀なもの。
B	70～80点未満	契約内容及び指示事項どおりに完成し、 成果品の出来ばえが良好なもの。
C	60～70点未満	契約内容及び指示事項どおりに完成し、 成果品の出来ばえが標準的なもの。
D	50～60点未満	契約内容及び指示事項は概ね完成しているが、 手直しが一部あるもの。
E	50点未満	契約内容及び指示事項どおりに完成しておらず、 成果品の出来ばえも劣り手直しが著しく多いもの。

※ 基準点60点から、加点、減点し総合評定点を算出